

ソ連の千島列島、樺太の占領過程

—北方領土不法占領の背景—

三浦信行

目次

- 一、はじめに
- 二、北方領土の歴史的根拠と主張
- 三、米英共同宣言（大西洋憲章）
- 四、ヤルタ協定無効論
- 五、日ソ中立条約破棄
- 六、ボツダム宣言のソ連の義務
- 七、対日平和条約におけるソ連の無謀

一、はじめに

第二次世界大戦が終つてから三五年たつが、いまだ戦争に基づく領土問題が未解決のまま残されているのは日本とドイツのみである。

とくにソ連は日本の北方領土問題については主にヤルタ協定を楯にとつて解決済みとして一步も譲らない。また北方領土の範囲も南樺太も含むものか、歯舞、色丹、国後、択捉を含めた千島全島が含まれ、これの返還を要求するのか、北方領土の概念もまちまちで、ましてやソ連と日本の主張は正反対のまま平行線上をたどつてゐる。しかも今日はソ連は我国固有の領土である国後、択捉に軍事基地を設け領土返還どころか、わが国とりわけ「北海道に対するソ連脅威論」が日増に高まってきつつある。

このような状況から「北方領土」の返還を叫けば日本としては、いかなる返還のための正当性があり、根拠づける確たる証拠があるのか。いわゆる我国の北方領土の歴史的根拠および法的根拠に基きその正当性を主張していかなければならぬ。例えば第二次世界大戦中連合国の大西洋会議のカイロ・ポツダム宣言の条項の中に領土不拡大の原則が適用されおり、また対日平和条約では南樺太と千島列島を放棄しているが、その帰属先を定めていない。しかもソ連はこの条約に調印しないためかこのような千島樺太に関しては何ら権限もなく、ソ連の千島領有は不当といわなければならぬ。本稿はこうした歴史的、法的な面より、北方領土が我国固有の領土であり、しかも現在ソ連がいかにして不法に占拠したかをアメリカ政府の見解等を入れ論ずるものである。

一二、北方領土の歴史的根拠と主張

一六〇〇年代千島列島の原住民はもともとは日本のアイヌ民族といわれている。このアイヌ民族が北海道松前藩と交流をもっていた。また一七〇〇年代にも松前藩は、樺太、千島を含めた蝦夷地図を作成幕府に献上している。これらアイヌ民族の住んでいた地方は、松前藩の下に支配され、いわゆる他国の支配権がいつさいおよんではいなかつた。その後ロシア人が、千島に現われるようになり、アイヌ人ととの間に衝突がくり返された。このような関係から幕府は、蝦夷地、千島、樺太を直轄地として統治した。その後幕府は東蝦夷地についても松前藩の支配下に治めていたのである。

一八五三年、ロシア皇帝はプーチャンを特使として長崎に派遣し、徳川幕府に対し、樺太と千島の国境を定めたいとし、さらに通商を求めてきた。しかしロシア側のクリル諸島に対する主張と日本側の主張が対立した。しかし一八五五年一月七日に下田で「日本露西亞国通好條約」が締結された。^① この条約の第二条には、千島列島における日露間の国境は択捉島と得撫島との間にあることを確立した。いわゆる択捉島以南は日本領と定め、樺太については国境を定めず、日露両国民の雑居地としていた。したがって後年樺太国境が定められなかつたため日露国民の間で紛争がつづき、しかもロシアからの圧迫をうけていたのである。

千島樺太交換条約

そこで日本も一八六八年明治維新の時代を迎え、一八七四年に榎本武揚を特命全権大使としてロシアに派遣し、一八七五年ゴルチャコフ、ロシア首相との間に千島、樺太交換条約^②を締結し、千島列島を日本の領土とすることにし

ソ連の千島列島、樺太の占領過程

た。この交換条約は日露通好条約の規定と同様に択捉以南は日本領と認め、得撫島以北の十八島を条約上千島列島と規定した。しかし一八七四年の千島、樺太交換条約で規定された樺太の地位は、その後一九〇四年の日露戦争により日本が勝利した結果、一九〇五年九月、米国とのポーツマスでルーズベルト米大統領の仲介により、日露間にポーツマス条約が調印され、ロシアは北緯五〇度以南の樺太を日本に譲渡した。⁽³⁾

また一九一七年のロシア革命により、ロシアは日本に対して、善隣協力関係を欲し、日ソ両国は、一九二五年一月二十日日ソ基本条約を結び、同条約において、ポーツマス条約を完全に続ける事をソ連政府が日本側に約束しているのである。しかしながら、この問題に関してはソ連側は素直に認めようとはしないのである。その一例として、ソ連側は「この条約では、ソ連は日本との関係を正常化し、これ以上の軍事衝突を回避したいとの願望を優先するため、不当極まるポーツマス条約は有効なまま存続する事をソ連政府が日本側に約束しているのである。しかしながら、条約に調印する一方で、ソ連は、『わが国は一九〇五年九月五日に調印されたポーツマス条約の有効性を認めたが、これはソ連政府がこの条約の調印に対する政治的責任を帝制政府と分ち合うことも意味するものでは決してない』とした。これにより、ソ連はポーツマス条約に対する拒否的な態度を明確に表明し、やむ得ず同条約の領土条項を一時的に承認したことを強調した」と主張している。⁽⁴⁾

またフルシチヨフ首相が池田首相に宛た書簡（一九六一年十二月十二日）に日露戦争観を次のように述べている。「もし貴下の例に従つて歴史を反転させるならば、一九〇四年に日本がロシアを背信的に攻撃した行動によって、ロシア国民に多大の悲しみを与える、ロシアから樺太の半分を奪取し、かつロシアにポーツマス平和条約の苛酷な掠奪的条約を押付けたことを想起される必要があるのではないか」また日本は下田条約と千島樺太交換条約を破り、自から

両条約を採用する権利を失った」と申し入れた。

これらソ連の指導者たちが歴史的事実を歪曲した解釈は、ソビエト政権成立当初のレーニンの日露戦争観の評価とは全々異つてゐるものである。すなわち、これらの主張は既に一九五六年モスクワの重光、シエピーロフ会談でソ連側から初めて持ち出されたものが、この主張を裏ぎる次のとおり重大な歴史がある。宣戰布告二日前の一九〇四年一月八日、（二月六日国交断絶）ロシア皇帝は旅順の極東総督に、「もし朝鮮の西方で日本の艦隊が北緯三十九度を越えて北上したら貴下は日本からの第一撃を持つことなく、かれらを攻撃してよろしい、朕は貴下を信頼する、神は貴下をお助け下さる」との電訓を下している。^⑤

連合艦隊所属の駆逐艦が旅順港内の戦艦、軽巡洋艦に魚雷を命中させたのは「二月九日」であった。フルシチョフが、日本の「背信的攻撃」とはこの魚雷攻撃を指すが、當時もし日本が先制攻撃を行わなかつたならば、逆にロシア側から攻撃をうける情勢にあつた。國際法上も日本側の背信でなくロシア側の怠慢であつた。^⑥

またレーニンは一九〇五年一月十四日、「旅順の陥落」と題す論文で「この敗北でブルジョアを驚かしたのが、プロレタリアには喜びの原因である。ロシアの専制政治家が蒙つた軍事的敗北は、ロシアの全政治制度の崩壊を意味する。旅順の陥落はツァー政権が行つた犯罪の偉大な歴史的結果である。ロシアにおける自由と社会主義へのプロレタリア闘争とは、主として専制政治の軍事的敗北に依存しそれによつて促進される。この植民地的戦争を始めたのはロシアの専制政権であつてロシア人民ではない。恥べき敗北に陥つたのは、ロシア人民ではなく、ロシア専制政治のツァー政権である。専制政治の敗北によつてロシアの人民は利益をえた。旅順の降伏の前奏曲だ」と批判している。^⑦

また一九二四年ソ連政府は日露戦争起因に関する公文を國際連盟に通告してきてい。これはレーニン死去四ヶ月ソ連の千島列島、樺太の占領過程

後のことである。すなわち「一九〇四年日本の水雷艇が旅順のロシア艦隊を攻撃したことは、技術的見地からは侵略行為であっても、政治的にいえば、それは帝政ロシア政府の日本に対する侵略政策によって引き起された行為である。日本としては予め危険をさけるため、その反対者に最初の一撃を加えたものである」という。

この通告は奇妙のように見えるが、ボルシェヴィスト政府が帝政ロシア時代の侵略的行為に対し一切責任を負わぬ趣旨を全世界に示さんがためのものであり、これはレーニン思想を代表するものであった。これらの意味からフルシチョフ書簡やスターリン布告はレーニン主義に反するものであると言わなければならぬ。

三、米英共同宣言（大西洋憲章）

一九四一年八月十四日、ローズベルト米大統領とチャーチル英首相によつて第一次世界大戦後の世界再建について、北大西洋上に於いて基本的問題を取りあげ、署名された、いわゆる大西洋憲章（米英共同宣言）⁽⁵⁾である。

本憲章の第一項、第二項で領土問題について次のように述べている。「両国は領土的其の他の増大を求めず」と「両国は関係国民の自由に表明せる希望と一致せざる領土的変更の行はることを欲せず、といふいわゆる領土不拡大の原則と民族自決の原則をかかげた崇高な精神をもつた憲章である。この憲章が発表されてから後、一九四二年一月、米、英、ソと二六カ国が参加して声明されたのが、連合国共同宣言⁽⁶⁾である。この宣言に参加した国々は、米英共同宣言の目的に賛意を表したもので、領土不拡大の原則は連合国全体に広がつて行った。もちろんこの宣言にもソビエトが参加しており、後にこの連合国共同宣言の誓約に背反する、いわゆる領土不拡大と民族自決主義の大原則をやぶり、

ソ連が我国から北方領土を奪ったのは、本宣言に背反する行為である。

また一九四三年十二月二七日にエジプトの首都カイロに、ローズベルト米大統領、チャーチル英首相、蔣介石中華民国主席が集まり日本に対し、三国は将来の軍事行動協議したものがカイロ宣言である。⁽¹⁾ この中に特に三国は、自國のために何ら利得を求めず、領土拡張の念をもつものではないことを指摘している。この原則に従うならば、連合国の一員であるソ連も当然含まれており、日本からの北方領土を奪うことは許されるべきものではない。いわんや歯舞、色丹、国後、択捉の四島はいまだかつて他国の領土として存在したことことがなく、まさに本宣言の原則に反るものである。

四、ヤルタ協定無効論

次にもつとも北方領土が、ソ連のものであると基定している根拠にヤルタ協定⁽²⁾が挙げられる。しかもソ連は、日本の領土要求に対して唯一の根拠として、これを楯に領土問題は解決済みであるとしている。本協定は、ソ連が対日参戦を行った場合、ソ連に与えられる報償を定めた連合国にとって不名誉極まる屈辱的な協定であり、一九四五年二月四日より十一日までソ連のヤルタにおいてローズベルト、スターリン、チャーチルの三巨頭が会し次のようなことが協議された。

ソ連はドイツが降伏し、歐州における戦争が終了した後一、三ヶ月を経て日本に対し戦争に参加する。その条件として、(1)外蒙古の現状を維持する。(2)樺太の南部及びこれに隣接する一切の島嶼は「ソヴィエト」連邦に返還せらる

べし、(3)大連商港、旅順口、満州鉄道に関する利益を優先的にソ連に与える。(4)千島列島は「ソヴィエト」連邦に引渡さるべきとなつてゐる。

ヤルタ協定は、前三者間で（実際はローズベルトとスターリンのみの秘密会談⁽¹²⁾）きめられた協定であり、日本はこれによつてなんらの権利も、義務を負担しないと同様に、ソ連を含むヤルタ協定の当事国も、同協定を根拠として、日本に対しなんらかの権利を主張することは許されない。アメリカとイギリスが日本の領土をソ連に引渡すと約束したからといって日本の同意なしに、直ちに日本の領土が法律上ソ連に移転するなどという道理がありうるはずがないからである。そのような約束の法的効果は、最大限のところ、アメリカとイギリスが日本の領土をソ連に移転さずよう努力し、尽力するというに止まるのであって、それ以外のなにものでもない。かくのこときヤルタ協定は当事者でない日本を拘束する法的効力をもつたないのみならず、当事者たるアメリカも、同協定が日本の領土をソ連に移譲する、法効力をもつ性格を全面的に否定している。⁽¹³⁾またこのヤルタ協定が国際約束として有効かどうか疑問があり、ヤルタ協定は形式的にも手続的にも欠陥がある。またローズベルト、チャーチル、スターリンの三人の指導者は、大統領または首相として協定に署名したのか、協定にはこれら三者の名前だけ明記されているだけで、その肩書は示されていない。そして本会談の内容には(Three Readers)⁽¹⁴⁾となつており、本条約のようなものに“指導者”といふのはおかしいものであつて、代表としなければならないのが国際慣例上必要（ふわゆる国際法上その国家を百年でも二百年でも拘束するとすればそのものに意思があり、力のある表現でなければならない。その人一代だけのものではいけない）な事である。

しかし、ここではこれらの代表者の大統領、首相、元帥と記載されているかいなかではなく、文書の内容や性格

に問題がある。いわゆるローズベルト大統領が日本の同意もなく領土をソ連に引き渡す事を約すれば、その権限がただちにソ連に移るということは理解できないし、ヤルタ協定が当時者にとってどんな法的効力をもつつか、いわゆる第三者たる日本に対してなんらの義務を負わせえないことは、国際法上の原則として動かしえない。しかるに当事国のアメリカは、ヤルタ協定が、ソ連が主張するような法的効力と性格をもつものでないことを次のように述べている。

一九五六年九月七日、米国務省の覚書がありこれには「ヤルタ協定はいかなる日本領土における法的権限をもソ連邦に移譲する効力をを持つようには意図されたものではなかつたし、またそうちした効力をもつていなかつた」とある。

また一九四五年戦勝国間に日本の占領地区を割当てた「一般命令第一号」でヤルタ協定に基づく米国の義務は、日本領土の最終処分を行う平和会議でソ連の希望を支持する約束を行つてゐるとしている。しかし米政府はサンフランシスコ平和会議ではソ連のこれららの支持をしなかつたのである。

次に、米国ダレス代表が対日平和会議において「日本との平和条件に関して若干の連合国間に私的了解事項があるが、これによつても日本は拘束されなければ、また参加しない他の連合国も拘束されない。ここでいう私的了解事項とはヤルタ協定、カイロ宣言等を含んでゐる。ただ一つ連合諸国と日本を拘束する国際協定はポツダム宣言（これに關しては後で述べる）あるのみ」との説明がなされてゐる。このことは「条約は第三者を害せず利せず」という国際法上の原則を述べたものである。

また一九五二年一月ダレス代表が米国上院で次如き答弁を行つた。「対日平和条約こそ米国がヤルタ協定を明白に放棄した最初の公式行為である。対日平和条約はヤルタ協定を破つていない。なぜならヤルタ協定はすでに破られており、しかもソ連によつて破られているからである。対日平和条約はヤルタ協定から離れ、ヤルタ協定を無視してい

ると言うが、対日平和条約こそアメリカがヤルタ協定から発生する義務から全面的に解放されたことを認めた最初の公式行為である。ヤルタ協定は南樺太と千島を平和条約の下においてソ連に引き渡すつもりであった。しかるにここに提出された平和条約はヤルタ協定の規定を履行していない。これは故意にそうしたのであって、理由はヤルタ協定を破る罪を犯したソ連が汚れない手をもつて、ヤルタ協定の利権を要求しうるとは考えなかつたからである。ソ連のヤルタ協定違反はヨーロッパに関してのみでなく、アジア全体に關しても行われている。ソ連はヤルタ協定において中国の国民政府を承認し、国民政府と交渉する約束を行つてゐる。その約束に従つてソ連は一九四五年八月国民政府と条約を結び、それによつて排他的に中国の中央政府としての国民政府に援助と軍需物資の提供と精神的支持とを与える約束を行つてゐる。しかるにその舌の根の乾かぬうちに、ソ連政府は満州において莫大な資材を毛沢東の共産政権に引き渡したのである。私は（ダレス）一九五一年の国連総会でこの問題を提起したがソ連はこの目にあまるヤルタ協定違反を正当化するなんらの試みも行わなかつた。かかる事態なので対日平和条約起草の主たる責任を負つた米国その他の自由諸国は、この条約によつて南樺太と千島に対する権限をソ連に与えるいかななる義務も負つてゐるとは考えなかつた。事実対日平和条約⁽¹⁾はそんな権限を与えていない。事実この条約はこれに署名しないいかななる国も、この条約の下においていかなる利権も取得しえないと規定している（第二十五条）。ソ連はこの条約に署名しなかつたため取り返しのつかない機会を失い、この条約の下においても南樺太と千島に対する権限と請求する権利を自から放棄したわけである」と述べた。この答弁からするとソ連はヤルタ協定を自から破り、法的効力を失つてゐる主張に対しても、ソ連は反駁するなんらの措置もしていらない。

また一九五四年九月二五日、米国が対ソ覚書で「ヤルタ協定は千島列島であれ、他のいかなる領土であれ、ソ連政

府が一方的に取得し、占領し、主権を行使し、占有する権利を取得する条項を含むことを意図されなかつたし、事実そんな条項は含まれていらない。いわゆる対日平和条約こそ、ヤルタ協定の当事者が考へていた最終的平和取極を構成するものと意図されたものである。米国がヤルタ協定で負つたかも知れない約束の関する限り、対日平和条約がそのような約束の完全な履行を構成するものである」とこの問題のゆるぎなきことを述べたものである。

五、日ソ中立条約破棄

一九四五年二月にヤルタでソ連が米英に対しての「参戦」の約束は、一九四一年四月十三日ソ連が日本と結んだ日ソ中立条約⁽⁸⁾を破らなければ履行できぬ（本条約は一九四六年四月まで有効に存続）事を知っていたスターリンは、一九四五五年七月二十九日モロトフを代理に変えてトルーマンを訪問して、ソ連が参戦する大義名分をつくるため、米、英はじめ連合諸国から文書をもって対日参戦の要請をしてくれるよう申し込んだ。これに対してトルーマン大統領は、米国は永い苦い勇敢な努力による戦果をこれに参加しないロシアに摘み取られたくなかつた。

米国にもその他の連合諸国にもソ連に日本との中立条約を破る理由を提供するいかなる義務もなかつたと書き残している。またバンズ國務長官も米国としてはソ連に日本との中立条約を破れと要請する立場におかれたくなかつた。日本に対する北方領土問題はソ連がまだ有効に続く日ソ中立条約を破つて、日本に戦争をしかけたため発生したものであることを強調せねばならない。

六、ポツダム宣言のソ連の義務

一九四五年七月二六日にポツダム宣言がなされた。このポツダム宣言第八項にカイロ宣言の条項履行を条件の一つとして挙げていることである。これによると米英中、ソ連をも含めた連合軍は、カイロ宣言にいう領土不拡大の原則を順守しなければならない。ポツダム宣言には「われわれの決定する諸小島」という字句があるだけであり、前にもいったように、カイロ宣言にいう領土不拡大原則からするならば、歯舞、色丹、国後、択捉の四島は当然日本の固有の領土であり、連合国、ましてやソ連の主権がおよぶものではないし、他の千島列島も、ソ連の領土でないことはいうまでもない。

七、対日平和条約における、ソ連の無謀

対日平和条約第二十五条が意味するもの

一九五一年九月に行われたサンフランシスコ平和会議は、第二次世界大戦における、日本と連合国との戦争状態を終結し、戦争の結果生じた各種の未解決の問題を処理決定する重要な会議であった。

特に第二条（領土の放棄）のC項には、「日本国は千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」。とあり対日平和条約の起草者である米国全権のダレスは、領土関係について説明している。いわゆる「ポツダ

ム降伏条項は、日本および連合国が全体として拘束される唯一の平和条項の定義を規定している。また若干の連合国との間には私的了解事項があるが、日本も他の連合国もこの了解事項に拘束するものではない。

また第二条、(a)項および(c)項の中に「……これらに對する権利、権限及び請求権を放棄する」とあるが、日本が放棄するこれらの地域を、いづれの國に帰属させるかは明記してない。なぜこれら日本の領土の帰属先を決定しなかつたのかは、「この条約以外の國際的解決策に訴えて疑点の解決を将来に残して、日本に関する限り、今後前進することであった」とダレスは述べている。

またこのサンフランシスコ平和条約の中で最も大事な点は第二、五条である。第二五条（連合国の定義）には「この条約の適用上、連合国とは、日本国と戦争していた國又は以前に第二十三条に列記する國の領域の一部をなしていたものをいう。但し、各場合に当該國がこの条約に署名し、且つこれを批准したことを条件とする。第二一条の規定を留保して、この条約は、ここに定義された連合国の一國でない、いづれの國に対しても、いかなる権利、権限又は利益も、この条約のいかなる規定によつても前記のとおり定義された連合国の一國でない國のために減損され、又は害されるものとみなしてはならない」とある。いわゆるこの条約に署名かつ批准しない國に対してはいかなる権利、権限または利益もこの条約の規定のいかなる規定によつても、損傷されないと明記されている。この二五条に適用される日本との関係の國はソ連であり、この対日平和条約に對して署名をしなかつたのである。⁽⁴⁾

この第二五条の署名をしなかつた事實からして、ソ連は日本の固有の領土である齒舞、色丹、国後、択捉の島々はもちろん、樺太、千島に対してもなんら権利はなくなつたのである。いわゆる第二五条は「条約は第三者を害せず利せず」とのローマ法に由来する大原則でもありこの法則は、國家の主権と独立に基礎をおいているのである。これら

平和条約第一五条の原則を特にソ連に関連させ、再確認したものであり、米国の条約批准書に添付され、締約国に通告されている。またこの対日平和条約は日本の樺太、千島に対して発言権を留保しているものと解ざるべきである。

以上のように今回は北方領土問題を歴史的、法的な面から掘りおこして見たが、本稿はあくまでも北方領土問題の基本的なものを挙げたのである。これにより北方領土問題の参考に多少ともその手がかりになれば幸いであり、ひきつづき、次回からは領土問題に関するソビエト側の主張およびわが国の主張を対比させ、北方領土問題解決の困難性等を取りあつかっていただきたい。

注

① 日本国露西亞国通好條約、日本國と露西亞國とは今より後懇切にして無事ならん事を欲して條約を定めんが為、露西亞ケイズルは全權アヂニダンド、ゼネラール・フィース、アドミラール、エフ・ミニス・ブーチヤンを差越し日本大君は重臣筒井肥前守、川路左衛門尉に任して左の条々を定む。

第一条、今より後両国永く真実懇にして各其所領に於て互に保護し人命は勿論什物に於ても損害ながるべし

第二条、今より後日本國と露西亞國との境「エトロフ」島と「ウルップ」島との間に在るべし「エトロフ」全島は日本に屬し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は露西亞に屬す「カラフト」島に至りては日本國と露西亞國との間に於て界を分たす是迄仕來の通たるべし。

② 大日本國皇帝陛下と露西亞國皇帝陛下は今般樺太島是迄両國雜領の地たるに由りて屢次其の間に起れる紛糾の根を断ち現下両国間に存する交誼を堅牢なからしめん為、大日本國皇帝陛下は樺太島上に存する領地の権理全露西亞皇帝陛下は「クリル」群島上に存する領地の権利を互に相交換するの約を結んと欲し、大日本國陛下は海軍中将兼任露京特命全權公使從四位榎本武揚に其全權を任せし、全露西亞國皇帝陛下は大政大臣全剛石裝飾露帝照像金剛石裝飾露國「シント、アンドレアス」裏牌「シント、ウラジミル」一等裏牌「アレキサンドル、スマスキー」裏牌白鷺裏牌「シント、アンナ」一等裏牌及「シント、スタンスラス」一等裏牌仏蘭西國「レジウン・ド・オノール」「大十字裏」西班牙國金膜大十字裏牌澳太利國「シント、エチーネ」大十字裏「金剛石裝飾」露生國黑鷺裏牌及其他諸國の諸裏版を帶る公爵「アレキサンドル・ゴルチャコフ」ニ其全權を任せり右

各全権の者左の条款を協議して相決定す。

第一款、大日本國皇帝陛下は其の後胤に至る迄現今樺太島の一部を所有するの権利及君主に属する一切の権利を全露西亞國皇帝陛下に譲り而今而後樺太全島は悉く露西亞帝国に属し「ハペルーズ」海峡を以て両国の境界とす。

第二款、全露西亞皇帝陛下は第一款に記せる樺太島の権利を受し代として其の後胤に至る迄現今所領「クリル」群島即ち第1「シラムシ」島第二「アライド」島第三「バラムシル」島第四「マカナルシ」島第五「ラ子コタン」島第六「ハリムコタ」島第七「カルマ」島第八「シヤスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライヨケ」島第十一「マツア」島第十二「ラベツア」島第十三「スンビ子ハ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六島「ハロヘン」島第十七「チエルボイ」並に「ハッム、チルボヒ」島第十八「ウルップ」島共計十八島の権利及び君主に属する一切の権利を大日本國皇帝陛下に譲り而今而後「クリル」全島は日本帝国に属し東察加地方「ラバッカ」岬と「シマムシ」島の間なる海峡を以て両国の境界とする。

③ ハシトは北緯五〇度以南の樺太およびその附近に在る一切の島嶼を日本に譲渡す（第九条）

④ КУРС НА ДОБРОСОСЕДСТВО И СОТРУДНИЧЕСТВО И ЕГО ПРОТИВНИКИ 江川昌謙「北方領土はない」と

「現実」 p21

⑤ E. J. Dillon, The Eclipse of Russia, London, 1918, p 288

⑥ 月刊時事、一九一九年一月号、四ノ題係へわが北方領土、田村善策著、

回右

⑦ E. H. Carr, The 20 Years' Crisis (1919-39) London, 1956, p 111 League of Nations official Journal, May 1924, p 578

⑧ アメリカ合衆国大統領及連合王国に於ける皇帝陛下の政府を代表する「チャーチル」総理大臣は、会合を為したる後両国が世界の為一層良き将来を求めるべしとする其の希望の基礎を成す両国政策の共通原則を公にすむを以て正しと思考するものなり。

(1)両国は領土的其の他の増大を求むず。 (2)両国は關係国民の自由に表明せる希望と一致せざる領土的変更の行はるることを欲せず。 (3)両国は一切の国民が其の下に生活せんとする政体を選択する権利を尊重す。両国は主権及自治を強奪せられたる者に主権及自治が返還せらるることを希望す。 (4)両国は其の現存義務を適法に尊重し大国たると小国たると又戰勝国たると敗戦国たると問はず一切の國が其の經濟的繁栄に必要な世界の通商及原料の均等条件に於ける利用を享有することを促進するに

ノ連の千島列島、樺太の占領過程

努むべし。(5)両国は改善せられたる労働基準、経済的向上及社会的安定を一切の國の為に確保する為、右一切の國の間に經濟的分野に於て完全なる協力を生ぜしめんことを欲す。(6)「ナチ」の暴虐の最終的破壊の後両国は一切の國民に対し其の國境内に於て安全に居住するの手段を供与し、且つ一切の國の一切の人類が恐怖及欠乏ヨリ解放せられ其の生を全うするを得ることを確實ならしむべき平和が確立せられることを希望す。(7)右平和は一切の人類をして妨害を受くることもなく公の海洋を航行することを得しむべし。(8)両国は世界の一切の國民は實在論的理由に依ると精神的理由に依ると問はず強力の使用を拠棄するに至ることを要すと信ず。陸、海又は空の軍備が自國國境外への侵略の脅威を与え又は与ふることあるべき國に依り引続き使用せらるるときは将来の平和は維持せらることを得ざるか故に両国は一層広汎にして求久的な一般的安全保障制度の確立に至る迄は斯る國の武装解除は不可欠のものなりと信す。両国は又平和を愛好する國民の為に圧倒的軍備負担を軽減すべき他の一切の実行可能の措置を援助し及助長すべし。

(10) この宣言の署名國政府は、大西洋憲章として知られる一九四一年八月十四日付アメリカ合衆国大統領並びにグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国総理大臣の共同宣言に包含された目的及び原則に関する共同綱領書に賛意を表し、これらの政府の敵国に対する完全な勝利が生命、自由、独立及び宗教的自由を擁護するため並びに自國の國土において及び他國の國土において人類の権利及び正義を保持するために必要であること並びに、これらの政府が世界を征服しようと努めている野蛮で獸的な軍隊に対する共同の闘争に現に従事していることを確信し、次のとうり宣言する。(1)各政府は、三国条約の締約国及びその條約の加入国でその政府が戦争を行つてゐるものに対し、その政府の軍事的又は経済的な全部の資源を使用することを誓約する。(2)各政府は、この宣言の署名國政府と協力すること及び敵国と単独の休戦又は講和を行わないことを誓約する。この宣言は、ヒトラー主義に対する勝利のための闘争において物質的援助及び貢献をしている又はすることのある他の國が加入することができる。

(11) 三大同盟国は、日本の侵略を制止し罰するため、今次の戦争を行つてゐる。この宣言中に次のように述べられている。同盟国は、自國のために利得も求めず、また領土拡張の何等念も有しない。

(12) この協定は公式議事録によると、(1)國際連合設立に関する未解決な問題、(2)解放（ドイツの占領から）されたヨーロッパに関する宣言、(3)ドイツの解体、(4)ドイツの賠償、(5)ドイツの占領と管理にフランスの参加、(6)主要戦争犯罪人、(7)ボーランド問題、(8)ユーロ問題の討議とそれに日本の領土問題に対してであるがしかしこの問題はわずか二回だけの短かい会談であつた。すなわち協定、(4)に外蒙古の現状は維持する。(5)一九〇四年の日本國の背信的攻撃により侵害されたロシア國の旧権利は

次のように回復される。(イ)樺太の南部及びこれに隣接するすべての島嶼はソビエト連邦に返還する。(ロ)大連商港におけるソビエト連邦の優先的利益は擁護し、この港は国際化し、またソビエト社会主义共和国連邦の海軍基地としての旅順口の租借権は回復する。(ハ)東清鉄道及び南満州鉄道の運営について、(三)千島列島はソビエト連邦に引渡す。(以下略)となつてゐる。

(13) アメリカの著名な評論家であったデヴィッド・ローレンスは「ヤルタ会談は現代の歴史を一変したと叫び」また米國國務官であつた、ステニアスによれば「今日の世界の混乱はヤルタ会談の結果ではなく、ヤルタ会談で成立した協定をソ連が守らなかつた結果である」と述べてゐる。

(14) ヤルタで太平洋戦争に関しては、その戦争に参加せんとするソ連の「政治的条件」を決定するため、ローズベルトとスター
リンのみの短かい二回（一九四五年二月八日と二月十日）の会談が行われたにすぎなかつた。チャーチルはこの問題の討議には全々参加しなかつたにも拘わらず、協定に署名させられた。イーデン外相は不参加を理由にチャーチル首相に署名の拒否を勧めたが、チャーチルは極東（香港はじめアジアに対する影響力を考慮）における英帝国の全般的地位に関する関係あるとの理由で署名に同意したとステニアス國務長官はイーデン談を伝えじる。

(15) ソ連外交史、田村策策著、p. 382

(16) Roosevelt and the Russians. Edward R. Stettinius, Printed in United States of America, 1970. p. 3

(17) 対日平和条約第二十五条の適用上、連合国とは、日本国と戦争していた国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をな
していしたものをいう。但し、各場合に当該国がこの条約に署名し且つこれを批准したことなどを条件とする。第二一条の規定を留
保して、この条約は、ここに定義された連合国の一国でないいずれの国に対しても、いかなる権利、権限又は利益も与えるも
のではない。また、日本国のかなる権利、権限又は利益も、この条約のかなる規定によつても前記のとおり定義された連
合国の一国でない国のために減損され、又害されるものとみなしてはならない。

(18) 第一条に、「日ソの両締約国は両国間に平和及び友好の関係を維持し且相互に他方締約国の領土の保全及び不可侵を尊重す
べき」とを約す」とありながらこれを一方的に破り日本に戦宣を布告してきたのである。

(19) なぜソ連がこの条約に署名しなかつたかは次の事から明らかになる。すなわちソ連代表は樺太、千島列島に対するソ連邦の
全面的主権を認めることを求めたが、この全面主権のソ連の提案が拒否され、条約にこれらの地位がソ連領として明記されな
いことを不満として署名しなかつたことが主たる理由となつてゐる。